

学校職員の懲戒処分について（令和5年3月教育委員会定例会）（議案第46号関係）

No.	1
処分年月日	令和5年3月13日
処分の種類	戒告
処分の理由	営利企業への従事等の制限違反
	(事件・事故の概要) 被処分者は、令和2年9月から令和4年11月までの間、営利企業等従事の許可を得ないまま、自身がインストラクターを務める有償のヨガ教室を、概ね月4回のペースで開催し、計543,400円の報酬を得た。
事件発 生 年 月 日	令和2年9月から令和4年11月
被処分者の 年 齢	57歳
被処分者の 性 別	女性
被処分者の 所 属	中学校
被処分者の職	教諭
備 考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)

【教職員課 小中学校人事担当 (内6128)】

学校職員の懲戒処分について（令和5年3月教育委員会定例会）（議案第47号関係）

No.	2	3	4
処分年月日	令和5年3月13日	令和5年3月13日	令和5年3月13日
処分の種類	免職	戒告	戒告
処分の理由	<p>学校徴収金の着服及び公金等の不適正処理</p> <p>（事件・事故の概要） 被処分者は、令和4年4月から令和5年2月までの間、担当する学年会計の業務において、次の行為を行った。</p> <p>（1）令和4年4月から令和5年2月までの間、学年会計の口座から3回にわたり現金計570,000円を引き出し、私事に費消した。</p> <p>（2）令和4年6月9日から令和5年2月1日までの間、業者への支払いのため口座から引き出した現金計525,440円について、支払いに関する事務を怠るとともに、自らの机に最長7か月保管するなど不適切な取り扱いをした。</p>	<p>管理監督責任及び担当業務の不適正処理</p> <p>（事件・事故の概要） 被処分者は、No.2の事案に関し、校長として、部下職員の管理監督及び学校徴収金に係る経理状況の確認に適正を欠いた。</p>	<p>管理監督責任及び担当業務の不適正処理</p> <p>（事件・事故の概要） 被処分者は、No.2の事案に関し、副校長として、部下職員の管理監督及び学校徴収金に係る経理状況の確認に適正を欠いた。</p>
事件発 生年 月日	令和4年4月から令和5年2月	令和4年度	令和4年度
被処分者の 年 齢	29歳	60歳	50歳代
被処分者の 性 別	男性	男性	男性
被処分者の 所 属	一関市立花泉中学校	一関市立花泉中学校	一関市立花泉中学校
被処分者の 職	講師	校長	副校長
被処分者の 氏 名	きとう まさひ 佐藤 暢哉	—	—
備 考			

学校職員の懲戒処分について（令和5年3月教育委員会定例会）（議案第49号関係）

No.	5
処分年月日	令和5年3月13日
処分の種類	停職5月
処分の理由	親睦会費の着服
	(事件・事故の概要) 被処分者は、令和2年12月から令和4年10月までの間、自身が管理を担当していた職員親睦団体の口座から約790,000円を引き出し、うち約600,000円を私事に費消した。
事件発生年月日	令和2年12月から令和4年10月
被処分者の年齢	30歳代
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	県立高等学校
被処分者の職	実習教諭
備考	